「会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部改正」 についての意見を募集します。

~市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ~

会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例(以下「条例」という。)における利用料の規定を見直すための一部改正に向けて、市民の皆様のご意見を反映させるために、広く意見を募集します。

1 制度の概要

(1) 障がいのある人が利用するサービスの概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「支援法」という。)			
制度	自立支援給付	地域生活支援事業	
	個々の障がいの程度等を踏まえ個別に支給	地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な	
内容	決定される、全国共通の法定サービス	形態により効率的・効果的に実施	
	(報酬単価は全国統一)	(報酬単価は自治体が決定)	
	居宅介護(ホームヘルプ)	ガイドヘルパー派遣事業	
サービス種類	短期入所(ショートステイ)	生活サポート事業 等	
	就労継続支援B型 等		
利用者負担	報酬単価の1割	条例において定額で規定	



(2) 地域生活支援事業の利用料と報酬単価について

利用するサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。

- ○「自立支援給付」の利用料は、報酬単価の1割で、報酬単価が改定の場合は利 用料と連動します。
- ○「地域生活支援事業」の利用料は、条例で規定(定額)しています。

2 現状

報酬単価の改定があった場合、「自立支援給付」においては、改定と連動し、利用料も速やかに変更されますが、「地域生活支援事業」においては、その都度、条例を改正する必要があり、額の変更まで一定の期間を要している現状です。

報酬単価の改定を、速やかにサービス提供事業者の事業に反映させるためには、 現行の条例を、報酬単価と利用料が連動する規定に改正する必要があります。

3 改正の趣旨

「地域生活支援事業」のうち、法定サービスの報酬単価をもとに利用料を規定している事業について、<u>現行の「定額規定」から「サービス費の1割相当額」</u>への改正をしようとするものです。

利用料を報酬単価の1割と規定することにより、報酬改定の際、利用料が報酬

単価と連動するようになり、報酬単価の改定を、速やかにサービス提供事業者の 事業に反映させることができます。

また、生活サポート事業を廃止し、条例対象事業から除くものです。

○ 条例の一部改正による利用料の例(ガイドヘルパー派遣事業の場合)



4 改正対象事業及び改正案

		利 用 料			
事業名	内容	現 行	改正案	改正案による 利用料の例 ※1	
ガイドヘル パー派 遣事 業	外出をする際に 介護が必要な方 への移動支援	区分A 270円/1時間 区分B 150円/1時間等 ※2	支援法に係る居宅介護 サービス費の例により 算定した額の1割に相 当する額	区分A 402円/1時間 〈132円増〉 区分B 196円/1時間 〈46円増〉等	
訪問入浴 サービス事 業	居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護	1,250円/1回	介護保険法に係る居宅 介護サービス費の例に より算定した額の1割に 相当する額	 1,259 円/1 回 〈9 円増〉	
緊急時入所事業	家族の疾病等緊 急的な理由による 入所支援	障害支援区分1 又は2 492円/1日 等	支援法に係る短期入所 サービス費の例により 算定した額の1割に相 当する額	障害支援区分1又は2 498円/1日 〈6円増〉等	
地域生活体験事業	共同生活住居に おいて、相談、食 事等の日常生活 の支援体験	299円/1日	支援法に係る共同生活 援助サービス費の例に より算定した額の1割に 相当する額	 282 円/1 日 〈17 円減〉	
生活サポート事業	軽度の障がいの ある方への家事 援助等の支援	150円/1時間 等	廃止	 —	

- ※1 改正後、区分や利用時間によって現行よりも利用料が減となる場合もあります。
- ※2 本人の状態によって、区分Aまたは区分Bの単価となります。

5 改正による影響

利用料は、世帯の所得に応じ負担上限月額が定めています。非課税世帯については、利用料の負担はございません。

- (1) ガイドヘルパー派遣事業 利用料の試算によると増、減となる世帯があります。
- (2) 訪問入浴サービス事業
- (3) 緊急時入所事業
- (4) 地域生活体験事業

※(2)~(4)について、現在は利用料負担のある利用者の方はおりません。

(5) 生活サポート事業の廃止

「地域生活支援事業」のうち生活サポート事業は、法定サービスの居宅介護に 該当しない場合に家事援助を行う事業です。

支援法の改正により、これまでの利用者も居宅介護サービスで同様のサービス を受けることができます。

6 施行期日

令和6年4月1日

7 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例 改正案

(下線は改正部分) 改正後 (案) 現行 (対象事業) (対象事業) 第2条 (中略) 第2条 (中略) (削除) (3) 生活サポート事業(法第77条第3項の規定に 基づき、自立した生活を送るために家事援助等日 常生活支援が必要と認められる軽度の障がい者等 に対してホームヘルパーを派遣する事業をいう。 次条において同じ。) (利用料) (利用料) 第3条 対象事業を利用した者(以下「利用者」と 第3条 対象事業を利用した者(以下「利用者」と いう。) 又は利用者の保護者(児童福祉法(昭和22 いう。) 又は利用者の保護者(児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。) 年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。) (以下「納入義務者」という。) は、次に掲げる区分 (以下「納入義務者」という。)は、次に掲げる区分 に応じ算定される額を利用料として納入し に応じ算定される額を利用料としてその都度納入し なければならない。 なければならない。 (1) ガイドヘルパー派遣事業を利用した場合 法 (1) ガイドヘルパー派遣事業を利用した場合 別 表第1により算定される額 に係る居宅介護サービス費の例により算定し た額の1割に相当する額 (削除) (3) 生活サポート事業を利用した場合 別表第3 により算定される額 (中略) (中略) (4) 訪問入浴サービス事業を利用した場合 介護 (5) 訪問入浴サービス事業を利用した場合 別表 保険法に係る居宅介護サービス費の例により算定し 第5により算定される額 た額の1割に相当する額 (5) 緊急時入所事業を利用した場合 法に係る短 (6) 緊急時入所事業を利用した場合 別表第6ま 期入所サービス費の例により算定した額の1割に相 │ たは別表第7により算定される額 当する額 (6) 地域生活体験事業を利用した場合 法に係る (7) 地域生活体験事業を利用した場合 別表第8 共同生活援助サービス費の例により算定した額の 1 |により算定される額 割に相当する額 (中略) (中略)

別表第1(第3条関係)

(平21条例6・一部改正)

1 21404 4 HI -> 140-1			
区分	利用単位	<u>利用料</u>	
個別支	利用時間	区分 A 150 円	
<u>援型</u>	30 分未満	区分 B 80 円	
	利用時間	区分 A 270 円	
	30 分以上 1	区分 B 150 円	
	時間未満		
	利用時間1	区分 A 400 円 (利	
	時間以上	用時間30分を増す	
		ごとに 135 円を加算	
		<u>する。)</u>	
		区分 B 225 円 (利	
		用時間30分を増す	
		<u>ごとに 75 円を加算</u>	
		<u>する。)</u>	
グルー	利用時間1	ガイドヘルパー1	
プ支援	時間未満	人につき 400円	
<u>型</u>	利用時間1	ガイドヘルパー1	
	時間以上	人につき 800円(利	
		用時間1時間を増	
		<u>すごとに 400 円を加</u>	
		<u>算する。)</u>	

(削除)

備考

1「区分A」とは、次のいずれかの障がいの 程度に該当する者が事業

を利用した場合をいう。

- ア 食事行為、排泄行為、衣服の着脱及び 車等への乗降のうち2以上の日常生活動 作について一部支援を必要とする程度又 はこれに準ずる程度。
- イ 意志の伝達、金銭管理及び行動障がい のうち1以上について一部支援を必要と する程度又はこれに準ずる程度
- 2 「区分 B」とは、区分 A の場合以外の場合をいう。
- 3 「グループ支援型」とは、2 人以上の障が い者等が同じ目的地に外出する際に移動 の支援を行う業務をいう。
- 4 早朝(午前6時から午前8時までをいう。)

(中略) (中略) (削除) (中略) (中略) (削除) (削除)

又は夜間(午後6時か

<u>ら午後10時までをいう。)に事業を利用し</u> <u>た場合の利用料の額は、1</u>

<u>回につきこの表に定める額にその額の 100</u> <u>分の 25 に相当する額を加</u>

算した額とし、深夜 (午後 10 時から翌日の 午前 6 時までをいう。)

<u>に事業を利用した場合は、1回につきこの</u> 表に定める額にその額の

100分の50に相当する額を加算した額とする。(別表第3において

同じ。)

別表第3(第3条関係)

利用単位	利用料
利用時間 30 分未満	80 円
利用時間 30 分以上 1 時	150 円
間未満	
利用時間1時間以上1	225 円
時間 30 分未満	

別表第5(第3条関係)

利用単位		利用料	
1回		1,250 円	

別表第6(第3条関係)

(平 29条例 6・追加)

利用者に係る障	利用単位	利用料
害支援区分		
区分1又は区分2	1日	492 円
区分 3	1日	<u>563 円</u>
区分 4	1日	626 円
区分 5	1日	<u>758 円</u>
区分 6	1日	892 円
<u>区分なし</u>	1日	892 円

(中略)

(削除)				
	別表	別表第7(第3条関係)		
		(平 29 条例 6・追加)		
	<u>利</u>	用者に係る障	利用単位	位 利用料
		支援区分		
	区	<u>分 1</u>	1日	492 円
	<u>区</u>	<u>分 2</u>	1日	<u>595 円</u>
	<u>区</u>	<u>分 3</u>	1日	<u>758 円</u>
	区	<u>分なし</u>	1日	758 円
	備者	デ 「障害児支援	区分」とに	は、障害児に係る厚生
	<u>労</u> 賃	大臣が定める区	分(平成1	8年厚生労働省告示第
(削除)	<u>572</u>	号) の規定によ	る区分をい	<u>ヽう。</u>
	<u>別</u> 表	第8(第3条関	係)_	
		(平 29 条例	6・追加)	
		利用単位	<u>L</u>	<u>利用料</u>
		1日		299 円

8 意見公募期間

令和5年9月26日(火)~令和5年10月27日(金)(必着)

9 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1)市の区域内に住所を有する方
- (2)市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3)市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4)市の区域内にある学校に在学する方

10 意見の提出方法

別紙「会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部改正に対する意見書」に記入のうえ、下記のいずれかの方法により、障がい者支援課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。 匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】会津若松市障がい者支援課

(1) 直接提出する場合	栄町第二庁舎1階 障がい者支援課
(2) 郵送で提出する場合	〒965-8601(住所記載不要)障がい者支援課
(3) ファックスで提出する場合	0242-39-1430 (障がい者支援課専用)
(4) 電子メールで提出	shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ※意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず氏名・ 住所・電話番号を記入してください。
- ※提出していただいた書面はお返しできません。
- ※個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ※お寄せいただいたご意見は公表しますが、その際に氏名などの個人情報が公表される ことはありません。

11 閲覧場所

内容は、障がい者支援課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、さらに市のホームページで見ることができます。なお、各施設での閲覧時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

【問い合わせ先】会津若松市健康福祉部 障がい者支援課 支援グループ

電話:0242-23-4244 ファックス番号:0242-39-1430

会津若松市健康福祉部 こども家庭課 支援グループ 電話:0242-23-4545 ファックス番号:0242-39-1434